

行政文書一部公開決定通知書

30 観名管第 52 号
平成 30 年 6 月 19 日

名古屋市民オンブズマン
代表 滝田 誠一

実施機関

名古屋市長 河村 たかし



平成30年5月8日付けで請求のあった行政文書の公開については、名古屋市情報公開条例第10条第1項の規定により、次のとおりその一部を公開することと決定しましたので通知します。

行政文書の名称	① 名古屋城天守閣「市民説明会」・「シンポジウム」開催補助業務委託 報告書 (質疑応答) ② 名古屋城天守閣「市民説明会」・「シンポジウム」での参加者から回収されたアンケート ③ 18/1/16-1/28 名古屋城天守閣木造復元「市民向け説明会」・「シンポジウム」での参加者から回収されたアンケートへの名古屋市・竹中工務店のご意見	
行政文書の公開の日時及び場所	日 時	平成 30 年 6 月 20 日 午前 午後 時
	場 所	市民情報センター (市役所西庁舎 1 階)
行政文書の公開の方法	1 閲覧 ② 写しの交付 3 視聴	
行政文書の一部を公開しない理由	① 会場で行われた質疑応答のうち、名古屋市・株式会社竹中工務店からの応答部分については、行政文書を作成しておらず不存在のため非公開とします。公開請求のあった行政文書に記載されている質疑部分の氏名等については、名古屋市情報公開条例第7条第1項第1号に該当し、特定個人を識別できる情報のうち通常他人に知られたくないと認められるものであるため、非公開とします。 ② 公開請求のあった行政文書に記載されている氏名・住所等については、名古屋市情報公開条例第7条第1項第1号に該当し、特定個人を識別できる情報のうち通常他人に知られたくないと認められるものであるため、非公開とします。	

	③ 行政文書を作成しておらず不存在のため、非公開とします。
備 考	<決定を行った所管課・公所> 観光文化交流局名古屋城総合事務所管理活用課 TEL 052-231-2483

1. この処分について不服があるときは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して 3箇月以内に、名古屋市長に対して審査請求をすることができます。
2. この処分について不服があるときは、この処分があったことを知った日（審査請求をしたときは、裁決書の送達を受けた日）の翌日から起算して 6箇月以内に、名古屋市を被告として（市長が被告の代表者となります。）処分の取消しの訴え（取消訴訟）を提起することができます。なお、6箇月以内であっても、処分又は裁決の日から 1 年を経過すると取消訴訟を提起することができなくなります。

注 行政文書の公開を受ける際には、この通知書を提示してください。

